

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名  |
|-------|---|
| 18    | 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務 基礎項目評価書 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

蟹江町は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

蟹江町長

## 公表日

令和8年1月6日

# I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務                        |   |
|---|---|
| ①事務の名称                                      | 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定給付の支給に関する事務   |
| ②事務の概要                                      | 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び条例の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。<br>・定額減税補足給付金(調整給付)の支給事務(令和7年3月31日終了)<br>・定額減税補足給付金(不足額給付)の支給事務(令和8年3月31日終了) |
| ③システムの名称                                    | 定額減税補足給付金(調整給付)システム<br>定額減税補足給付金(不足額給付)ファイル<br>中間サーバー<br>団体内統合宛名システム<br>住民基本台帳ネットワークシステム<br>個人住民税システム   |
| 2. 特定個人情報ファイル名                              |   |
| 定額減税補足給付金(調整給付)ファイル<br>定額減税補足給付金(不足額給付)ファイル |   |
| 3. 個人番号の利用                                  |   |
| 法令上の根拠                                      | ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)第9条第1項 別表の135の項<br>・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第74条<br>・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第10条  |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携                    |   |
| ①実施の有無                                      | <選択肢><br>[ 実施する ]<br>1) 実施する<br>2) 実施しない<br>3) 未定   |
| ②法令上の根拠                                     | 【特定個人情報の提供】<br>情報提供しない<br><br>【特定個人情報の照会】<br>・番号法第19条第8号<br>・番号法別表135の項<br>・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表160の項 第162条  |
| 5. 評価実施機関における担当部署                           |   |
| ①部署   | 総務部税務課  |
| ②所属長の役職名                                    | 税務課長  |
| 6. 他の評価実施機関                                 |   |
|   |   |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求                      |   |
| 請求先   | 〒497-8601 愛知県海部郡蟹江町学戸三丁目1番地<br>蟹江町役場 政策推進課課<br>Tel:0567-95-1111   |

## 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 〒497-8601 愛知県海部郡蟹江町学戸三丁目1番地  
蟹江町役場 税務課  
Tel:0567-95-1111

## 9. 規則第9条第2項の適用

[○]適用した

適用した理由 補正予算可決後、速やかに給付事務を行う必要があり、緊急に特定個人情報ファイルを保有する必要があつたため。

## II しきい値判断項目

| 1. 対象人数                                |  |
|--|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か                       | <選択肢><br>1) 1,000人未満(任意実施)<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か                               | 令和7年12月15日 時点  |
| 2. 取扱者数                                |  |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か                 | [ 500人未満 ] <選択肢><br>1) 500人以上 2) 500人未満  |
| いつ時点の計数か                               | 令和7年12月15日 時点  |
| 3. 重大事故                                |  |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [ 発生なし ] <選択肢><br>1) 発生あり 2) 発生なし  |

## III しきい値判断結果

| しきい値判断結果          |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

## IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類  |           |   |
|--|-----------|---|
| [ 基礎項目評価書 ]  | <選択肢>     | 1) 基礎項目評価書<br>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書<br>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 |
| 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |           |   |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)                           |           |   |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か   | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている       |
| 3. 特定個人情報の使用   |           |   |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か                        | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている       |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か                  | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている       |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託   |           | [ ]委託しない  |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か  | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている       |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)                     |           | [ ]提供・移転しない   |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か   | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている       |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続  |           | [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)                               |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か   | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている       |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か  | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている       |

## 7. 特定個人情報の保管・消去

|                             |                     |   |
|-----------------------------|---------------------|---|
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [      十分である      ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
|-----------------------------|---------------------|---|

## 8. 人手を介在させる作業

[      ]人手を介在させる作業はない

|                       |   |   |
|-----------------------|---|---|
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か | [      十分である      ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 判断の根拠                 | 特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。 |   |

## 9. 監査

|       |   |               |               |
|-------|---|---------------|---------------|
| 実施の有無 | [ <input checked="" type="radio"/> ] 自己点検 | [      ] 内部監査 | [      ] 外部監査 |
|-------|---|---------------|---------------|

## 10. 従業者に対する教育・啓発

|              |                   |   |
|--------------|-------------------|---|
| 従業者に対する教育・啓発 | [      ] 十分に行っている | <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている<br>2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない |
|--------------|-------------------|---|

## 11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[      ]全項目評価又は重点項目評価を実施する

|                  |  |
|------------------|--|
| 最も優先度が高いと考えられる対策 | [ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ]<br><選択肢><br>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策<br>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策<br>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策<br>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策<br>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)<br>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策<br>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策<br>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策<br>9) 従業者に対する教育・啓発 |
| 当該対策は十分か【再掲】     | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 判断の根拠            | 定額減税補足給付金(調整給付金)システムへのアクセスが可能な職員は、指紋認証とパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。<br>また、アクセスログを記録し、定期的に分析することで不正なアクセスがないことを確認している。<br>これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。  |

## 変更箇所

| 変更日        | 項目  | 変更前の記載   | 変更後の記載  | 提出時期 | 提出時期に係る説明  |
|------------|---|--|---|------|--|
| 令和7年12月15日 | I 関連情報<br>1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務<br>②事務の概要      | 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。<br>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び条例の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。<br><br>・定額減税補足給付金(調整給付)の支給事務(令和7年3月31日終了)事務 | 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。<br>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び条例の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。<br><br>・定額減税補足給付金(調整給付)の支給事務(令和7年3月31日終了)<br>・定額減税補足給付金(不足額給付)の支給事務(令和8年3月31日終了) | 事後   | 補正予算可決後、速やかに給付事務を行う必要があり、緊急に特定個人情報ファイルを保有する必要があつたため。 |
| 令和7年12月15日 | I 関連情報<br>1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務<br>③システムの名称    | 定額減税補足給付金(調整給付)システム<br>中間サーバー<br>団体内統合宛名システム<br>住民基本台帳ネットワークシステム<br>個人住民税システム  | 定額減税補足給付金(調整給付)システム<br>定額減税補足給付金(不足額給付)ファイル<br>中間サーバー<br>団体内統合宛名システム<br>住民基本台帳ネットワークシステム<br>個人住民税システム   | 事後   | 補正予算可決後、速やかに給付事務を行う必要があり、緊急に特定個人情報ファイルを保有する必要があつたため。 |
| 令和7年12月15日 | I 関連情報<br>1. 特定個人情報ファイル名                      | 定額減税補足給付金(調整給付)ファイル  | 定額減税補足給付金(調整給付)ファイル<br>定額減税補足給付金(不足額給付)ファイル   | 事後   | 補正予算可決後、速やかに給付事務を行う必要があり、緊急に特定個人情報ファイルを保有する必要があつたため。 |
| 令和7年12月15日 | I 関連情報<br>4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携<br>②法令上の根拠 | 【特定個人情報の提供】<br>情報提供しない<br><br>【特定個人情報の照会】<br>・番号法第19条第8号<br>・番号法別表135の項<br>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年5月24日デジタル庁・総務省令第9号。以下「主務省令」という。)第2条の表中160の項 第162条        | 【特定個人情報の提供】<br>情報提供しない<br><br>【特定個人情報の照会】<br>・番号法第19条第8号<br>・番号法別表135の項<br>・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表160の項 第162条  | 事後   | 補正予算可決後、速やかに給付事務を行う必要があり、緊急に特定個人情報ファイルを保有する必要があつたため。 |
| 令和7年12月15日 | II しきい値判断項目<br>1. 対象人数<br>いつ時点の計数か            | 令和7年3月1日   | 令和7年12月15日  | 事後   | 評価書の見直しに伴い、計数時点を最新のものに更新                             |
| 令和7年12月15日 | II しきい値判断項目<br>2. 取扱者数<br>いつ時点の計数か            | 令和7年3月1日   | 令和7年12月15日  | 事後   | 評価書の見直しに伴い、計数時点を最新のものに更新                             |
| 令和7年12月15日 | I 関連情報<br>特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求                 | 蟹江町役場 総務課  | 蟹江町役場 政策推進課   | 事後   | 令和7年4月1日に担当係が移管したため修正                                |
| 令和7年12月15日 | I 関連情報<br>特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ               | 蟹江町役場 総務課  | 蟹江町役場 住民課   | 事後   | 評価書の見直しに伴い、更新  |
| 令和7年12月15日 | I 関連情報<br>規則第9条第2項の適用                         | 非適用  | 適用<br>補正予算可決後、速やかに給付事務を行う必要があり、緊急に特定個人情報ファイルを保有する必要があつたため。  | 事後   | 補正予算可決後、速やかに給付事務を行う必要があり、緊急に特定個人情報ファイルを保有する必要があつたため。 |